

し尿汲取作業並びに手数料について

令和7年3月

■し尿汲取作業

1 し尿汲取について

- ・し尿汲取の定期汲取については、原則2週間に1回収集することとし、可能な場合は1か月に1回とします。
- ・定期汲取以外で、別に作業の必要な場合は申し出により、臨時に収集します。
- ・定期汲取日については、同封の『令和7年度 し尿収集日一覧表』でご確認ください。

2 作業実施についてのお願い

- ・作業口に通ずる道路に障害物（植木、自転車、犬小屋等）があると作業が困難となりますので、放置しないようご協力をお願いします。
- ・作業口までの通路上で施肥等必要とするご家庭で留守になる場合は、ご近所に依頼して作業ができるようご協力をお願いします。
- ・便槽内には、し尿・トイレトーパー以外は投入しないでください。

■し尿汲取手数料

1 し尿汲取手数料の計算方法について

イ 人頭制（一般家庭）次の①及び②の合計額

①基本割	（便槽1個につき）	月額	400 円
②人頭制	（1人につき）	月額	200 円

ロ 従量制 18ℓ = 160 円

a) 一般家庭の簡易水洗トイレ

b) 会社、工場等で使用する場合やアパート、寮等の共同トイレ

ハ 臨時作業の場合 便槽1カ所につき最低 2,000 円（234ℓ以上は18ℓにつき160円加算）

ニ 最終（下水及び便槽取壊し等） 便槽1カ所につき最低 4,000 円（450ℓ以上は18ℓにつき160円加算）

2 し尿汲取手数料の納付について

1年を6期分に分割しています。下記の日程で納付書または口座振替で納めてください。

	1期(4・5月分)	2期(6・7月分)	3期(8・9月分)	4期(10・11月分)	5期(12・1月分)	6期(2・3月分)
口座振替日	6月末	8月末	10月末	12月末	2月末	4月末
納付書納期限	6月20日	8月20日	10月20日	12月20日	2月20日	4月20日

上記の日が土・日・祝日の場合は、翌営業日が口座振替日・納付書納期限となります。

納付書は、納期限の月初めに送付させていただきます。

口座振替制度を希望される方は、市役所総合案内・市役所各出張所・八尾市環境衛生庁舎に申し出ください。なお、臨時に実施した臨時汲取手数料は、納付書にてお支払い下さい。

※ご記入いただいた口座振替依頼書は、恐れ入りますが各金融機関に直接提出してください。

（市役所各出張所ではお預かりできません。）

定期し尿汲取作業を必要とする家庭は、市役所総合案内・市役所各出張所・八尾市環境衛生庁舎で受け付けています。また、次の場合は八尾市環境衛生庁舎へお電話ください。

1. 人員の異動や住所変更等があったとき
2. 簡易水洗トイレに変更したとき
3. トイレの取壊しする時や常設してあった仮設トイレを撤去する等の場合
4. 長期間留守にするととき

八尾市 環境部 環境施設課（八尾市環境衛生庁舎内）

八尾市福栄町4丁目42番地の1 ☎072-994-1261